



住審答申第105号
平成24年4月26日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津市住居表示審議会
会長 樹 神



住居表示を実施する市街地の区域の指定及び住居表示の方法について（答申）

平成23年12月22日付け津市総第1647号で諮問のあった住居表示を実施する市街地の区域の指定及び住居表示の方法については、当審議会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 住居表示を実施する市街地の区域の指定について
津市高野尾町の一部（別図のとおり）
- 2 住居表示の方法について
街区方式
- 3 理由等について
別紙のとおり



1 会議の概要

本審議会は、住居表示を実施する市街地の区域の指定及び住居表示の方法について、平成23年12月22日に市長から諮問を受け、同日のほか、平成24年1月13日、1月30日、さらには4月12日と、4回に及ぶ会議を開き、審議を重ねてきました。また、平成24年2月24日に、会長と副会長が附帯意見についての意見聴取会を豊が丘地区に出向いて行いました。

平成18年1月1日の市町村合併以降、本審議会が設置されていなかったことから、当該会議ではまず、津市の住居表示に係る状況等として、実施済区域、区域指定済みであるが未実施の区域、実施の要望のある地区及び過去に実施の要望のあった地区の現状等について、それぞれ津市当局から説明を受けました。

その後、津市当局に対する種々の質疑等を経て、当該委員それぞれにおいて率直な意見等を出し合い、津市全体における住居表示の実施に係る論点を整理しつつ、焦点を絞りながら議論を進めました。附帯意見に関しては、意見聴取会において、民生委員、自治会長等から意見を聴取し、それらの内容も考慮した上で設定しました。

2 津市における住居表示について現状

合併前の津市においては、昭和40年の新町地区を皮切りに平成9年の高茶屋地区まで、過去9回にわたって住居表示整備事業が実施されました。ただし、津市においては、住居表示の実施の議決を受けたにもかかわらず、住居表示が未実施となっている区域があります。それは、敬和地区と橋南地区です。

ア 敬和地区

安濃川より南で、北丸之内から国道23号バイパスより東の中河原、乙部までの区域の敬和地区は、昭和40年9月に住居表示の実施に係る区域等に関する議決を受けていますが、地域住民の合意が得られていないことから当該住居表示の実施は困難で、今後の状況を見ていくこととされましたが、現在、当該実施の要望はありません。

なお、北丸之内については、津都市計画復興土地地区画整理事業が実施され地番整理がされていることから、住居表示の実効性は低いと考えられます。

イ 橋南地区

国道23号バイパスより東、岩田川より南、津市立橋南中学校の南側の道路より北の区域の橋南地区で、昭和48年3月に住居表示の実施に係る区域等に関する議決を受けていますが、当時、津都市計画復興土地区画整理事業の予定地であったため、当該住居表示の実施が延期されました。また、地域住民の合意も得られていないことから当該住居表示の実施は困難であり、今後の状況を見ていくこととされましたが、現在、当該実施の要望はありません。

また、住居表示の実施について要望が出されたものの区域の指定に至らなかった区域もあります。それは、半田及び藤水地区並びに橋南地区です。

ア 半田地区及び藤水地区

半田及び藤水地区ともに町の面積が広いことから、住居表示の実施の要望がありました。平成10年の津市住居表示審議会においては、農地や山林が多いこともあり、住居表示を実施した場合に、後に街区設定のやり直し等の問題が生じるおそれがあるなど、当時の状況では住居表示の手法はなじまないという結果になりました。このため、住所の整理については町名変更の方法により対応していくことが妥当とされましたが、現時点においては町名変更には至っておらず、また住居表示に係る実施の要望もありません。

イ 橋南地区

津市立橋南中学校の南側の道路より南、津八幡宮の南側の道路より北、西側は国道23号及び同バイパスで囲まれた区域の橋南地区については、西八幡団地が開発中であったことなどを要因として、昭和48年3月の住居表示に係る実施区域には含まれなかったと考えられます。この区域について、その後も住居表示の実施に向けた地元の動きがありましたが、地域住民の合意が得られていなかったことなどから、住居表示の実施の区域指定に至っていません。

現在、実施の要望のある地区は高野尾町の一部と高茶屋地区の一部です。

ア 高野尾町の一部（豊が丘地区）

地元の豊が丘地区自治会連合会から、当該地区は地番が錯綜し住居が難解であることなどを解消して分かりやすい住みよいまちづくりを進めたいと、昭和60年代から住居表示に係る実施要望があり、合併前の津市住居表示審議会においても、幾度か議論されてきましたが、当該団地の造成中であった

ことなどから、その実施は見送られました。平成20年頃から、その実施に向けての気運が再度、豊が丘地区自治会内で高まり、その後、同自治会においては、地域住民を対象に自治会主催による説明会、アンケートによる意向確認等が行われています。そして、平成23年5月13日付けで、豊が丘地区自治会連合会から津市に対して、『豊が丘地区の町名変更・住居表示変更に関する要望書』が提出されるなど、地元から要望があります。

イ 高茶屋地区の一部

平成9年の高茶屋地区における住居表示の実施は、中勢バイパスに係る整備計画が区域内に存在していること及び高茶屋地区が広大であることなどから、国道165号より北側の区域に限って実施されました。国道165号より南側の区域に関して、住居表示の実施に関する強い要望がありましたが、中勢バイパスの延長、都市計画街路の整備計画などにより、早期での当該実施は将来的に街区符号や住居番号のふり直しに伴うことが予想されたことなどから、当該環境整備の状況等を見ながら検討していくこととされています。

3 会議での意見の概要

本審議会の会議では、津市における住居表示の実施状況や住居表示制度の意義、住居表示に伴い生じる問題点、各地区の特徴とそこから生じる課題等について、一人ひとりの委員が発言し、率直かつ自由な意見交換を行いました。

主な意見として、地域住民の利便性を最大限高めるという意味で、分かりやすい住みよいまちづくりのために住居表示の実施の必要性は当然のことであるものの、住居表示を実施する、あるいは実施しないということの判断に当たっては、地元住民の方々の意向が一番重要であるとする意見、地域住民の代表である自治会長等の意見を考慮するべきとする意見、普通に住んでいる限りは問題がないであろうが多くの方々が集団生活している状況で、地域社会として非常時の対応を考えると、住所が分かりにくい地区では住居表示を実施することが望ましいとする意見等が出されました。

特に、豊が丘地区については、番地がきちんと並んでいないために緊急時に困る、救急車にも尋ねられたことがある、配送業者に家を尋ねられた、地元の中学校へ初めて赴任された先生にあっては家庭訪問をするのにとっても苦勞したなどといった委員自身が地域住民の知人から直接聞いた話としての意見、自治会の役員

をすると番地の分かりにくさを痛感するという意見や、番地がよく似ていて分かりにくいので住所を探すのに大変苦勞したことがあるという委員の体験による意見、住居表示の実施に伴う手続面では高齢者の方々の負担が大きいかもしれないが、これからの高齢社会等を考えると見守りを始めとしたケア等の問題という観点から、むしろ高齢者の方々に住居表示の実施はメリットが大きいのではないかという意見等、豊が丘地区における住居表示の実施は必要であるという意見が出されました。

豊が丘地区自治会からの要望の強さ、豊が丘地区自治会の実施したアンケート、そして市が実施したアンケートによって、推進を可とする者が多数であると、審議会としては判断しました。

しかし、問題点として、個人商店など事業者にとっては住居表示の実施に伴って印刷物等を変更するための経費がかかり一般家庭とは違う苦勞があるという意見、一人暮らしの老人の方や車の無い人にとっては、住所が分かりやすくなるのはよいことだが住所変更のための各種手続を行うことが難しく、そのための対応が必要になるという意見等が出されました。特に各種手続を行う機関等は豊が丘団地の近隣にはなく、また公共交通機関の利用等にも課題が多いという豊が丘地区に特有の状況も指摘されました。

市のアンケートでは、住居表示の実施に対する反対が回答数の三分の一を越えており、また住所変更の手続についての負担に対する反対意見も多く寄せられています。このことは、市長としても重く受け止めるべきと考えます。

これらの問題点や反対意見への対応を求めるために、審議会として、諮問についての結論とは別に特に附帯意見を付けることにし、それを条件に、当審議会の各委員は、豊が丘地区に係る住居表示の実施について賛同することとなりました。

高茶屋地区については、平成24年2月の中勢バイパスの一部開通、都市計画街路の整備等に伴い、高茶屋地区の国道165号より南側の区域については、住居表示の実施に向けた条件が整いつつあると認められるものの、今後、地域住民の要望を確認していく中で、判断していくことが適切であるということになりました。

区域指定済みであるが未実施の区域については、地域住民の合意が得られておらず、その後の住居表示の実施に係る要望もなく、当該実施について推進は困難です。

4 結論

(1) 住居表示を実施する市街地の区域の指定について

高野尾町の一部（豊が丘地区）

(2) 住居表示を実施する市街地の区域の範囲

法第2条第1号に規定する街区方式並びに法第5条第1項及び街区方式による住居表示の実施基準（昭和38年自治省告示第117号）第1の1に規定する町の区域の合理化に基づき、豊が丘地区に係る団地の外周道路等、恒久的な施設で区切られた区域のほか、その隣接する住宅地等の筆界をもって、一体感のある範囲として実施区域（別紙図面参照）とすることが適切であると認めます。

(3) 住居表示の方法について

住居表示の方法については、法第2条第1号に規定する街区方式及び同条第2号に規定する道路方式があるところですが、高野尾町の一部（豊が丘地区）においては、地区内の形状を見た場合、道路方式に用いられるような各道路に名称を付して住居番号を設定することのメリットは少なく、むしろ豊が丘地区に係る団地の外周道路等、恒久的な施設で区切られた区域のほか、その隣接する住宅地等の筆界をもって、一体感のある範囲として実施区域とすることが有効的であり、また津市内のこれまでの実施済区域において街区方式が採用されていることなどから、豊が丘地区においても街区方式が妥当であると認めます。

5 附帯意見

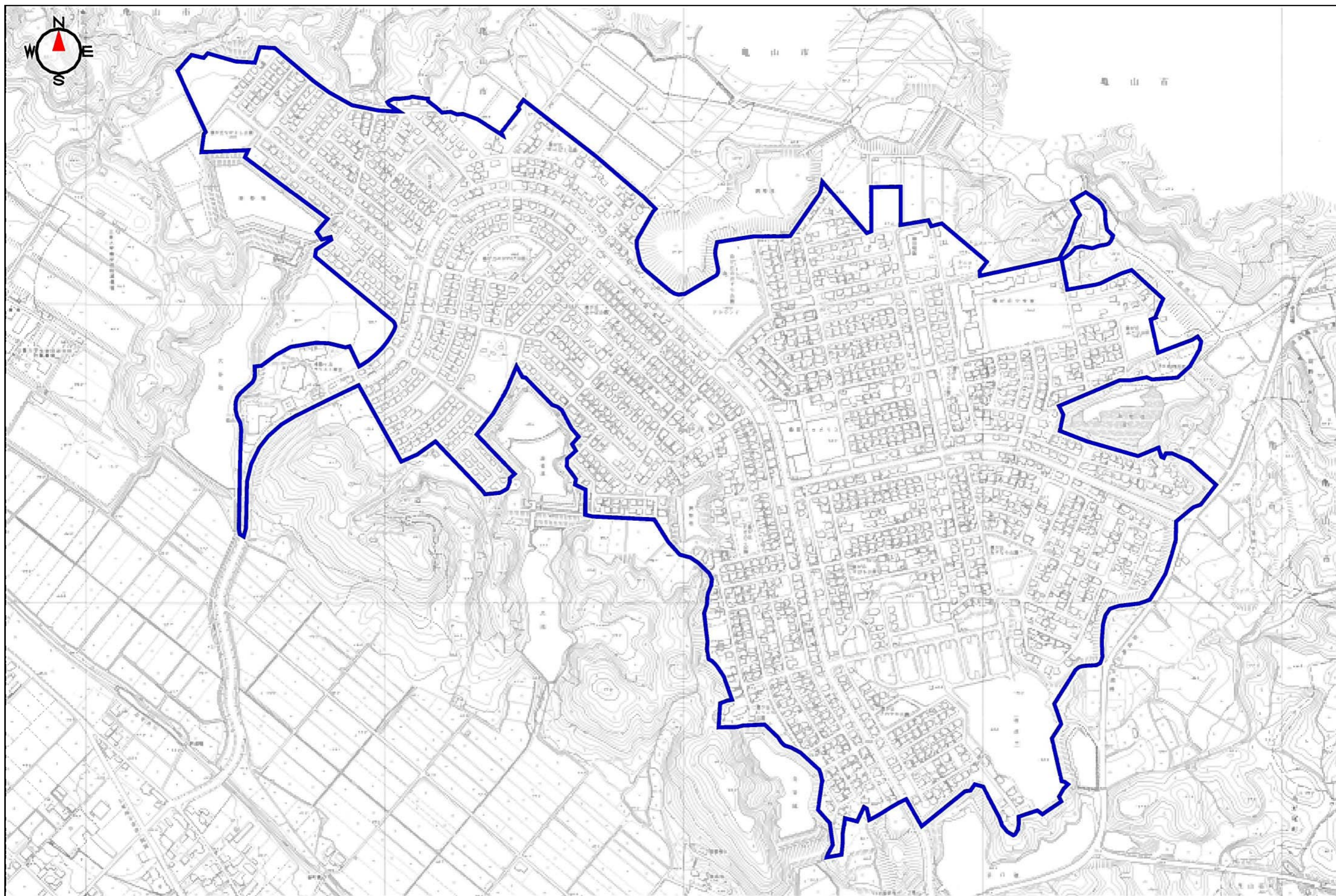
住居表示を実施する場合においては、当然に住所変更等の手続が伴います。高野尾町の一部（豊が丘地区）の住居表示の実施に当たっては、市の支所や他の機関の出張所、コンビニエンスストア等が当該区域内または近隣にないという地理的条件や、この地理的条件から住所変更等の手続のために公共交通機関を利用する場合の不便、住所変更等の手続の負担が大きい高齢者が多く住んでいることなどを考慮し、それに対する対応が必要となると考えます。例えば、以下のような措置の実現が必要と考えます。

- ・ 住所表示の実施を推進している政令指定都市等の例も参考に「住居表示実施証明書」等の入手を容易とし、また住民の疑問に答える工夫（インターネット

や郵送の利用)

- ・ 住民が、住所変更等の手続きを豊が丘地区で行えるような市としての総合的な措置や他の機関への協力の呼びかけ
- ・ 住民が、住所変更等の手続きをするために市役所等に出かけるのを容易にするための交通手段の確保。例えば、コミュニティバスの臨時の路線変更や新規コミュニティバス路線の実現等

住居表示を実施する市街地の区域（津市高野尾町の一部）



0 500m
1:5,800